



2022年2月17日

各位

会社名 横浜ゴム株式会社
代表者名 代表取締役社長 山石 昌孝
(コード: 5101 東証 第1部)
問合せ先 法務部長 増田 万博
(TEL. 03-5400-4500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第146回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、機能集約による業務効率化および働き方改革を目的として、本社機能を東京都港区から神奈川県平塚市の当社平塚製造所に移転・統合いたします。この統合に備えて、株主総会の招集地を東京都区内に限定している規定を削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ア. 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - イ. 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ウ. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第20条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - エ. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 以上の変更に伴う現行定款の各条項の繰り上げ等の整備のほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第13条 (条文省略)	第1条～第13条 (現行どおり)
<u>第14条 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u>	< 削除 >
第15条～第19条 (条文省略)	第14条～第18条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ</u>	

<p>なし提供)</p> <p><u>第 20 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第 21 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 19 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 20 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>1.</u> 現行定款第 20 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 19 条 (電子提供措置等) は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (2022 年 9 月 1 日、以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 20 条はなお効力を有する。</p> <p><u>3.</u> 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
---	--

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 3 月 30 日 (水)
定款一部変更の効力発生日	2022 年 3 月 30 日 (水)

以 上